

自動車地球温暖化対策実施方針

《 3 マイカー通勤多数 》

事業者名	さいたま市	事業所名	さいたま市立病院			
取 組 措 置		具 体 的 取 組 措 置		H27	H28	H29
02	公共交通機関への転換の推進		バスの時刻表やバス停までの案内等を掲示することにより、公共交通機関での通勤を促す。	○	○	○
(01)	公共交通機関利用促進のための情報提供					
04	時差通勤の実施		看護師や医師等の多くの職員が時間による日勤や夜勤等のシフト勤務のため、自動車利用時間帯はもともと分散されている。	○	○	○
()						
06	エコ通勤の推進		職員駐車場の許可基準として、2km未満の自動車通勤を原則禁止としている。	○	○	○
(01)	自家用自動車の通勤手当及び許可基準等通勤制度の見直し					
06	エコ通勤の推進		公共交通機関又は自転車での通勤を促す広報等を実施し、公共交通機関又は自転車への転換を促進する。	○	○	○
(04)	エコ通勤キャンペーン等啓発活動の実施					
07	エコドライブの推進		エコドライブに関する広報等を実施し、自動車通勤者に対してエコドライブの実践を促す。	○	○	○
(01)	エコドライブの啓発					